

## 鹿 児 島 県 公 報

平成28年 8 月 26 日（金）第3241号



鹿 児 島 県

発 行 鹿 児 島 県  
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号  
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課  
定 例 発 行 日（毎 週 火， 金）

## 目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

## 告 示

- 鹿児島県造林事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱（※）（森林経営課取扱い） 1
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定の辞退（障害福祉課取扱い） 2
- 漁船保険付保義務発生（水産振興課取扱い） 3
- 漁船保険義務付保発起の届出及び指定漁船調書の縦覧（水産振興課取扱い） 3
- 県営土地改良事業の計画の変更（2件）（農地整備課取扱い） 3
- 県営土地改良事業に係る換地処分（農地整備課取扱い） 4
- 県営土地改良事業の工事の完了（11件）（農地整備課取扱い） 4
- 道路の区域の変更（2件）（道路維持課取扱い） 5
- 道路の供用の開始（道路維持課取扱い） 6
- 海岸保全区域の廃止（河川課取扱い） 6
- 海岸保全区域の指定（河川課取扱い） 6
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定（大島支庁取扱い） 7

## 公 告

- 大規模小売店舗の届出について市町村から聴取した意見に関する公告（商工政策課取扱い） 7
- 随意契約の発注見通しに関する公告（産業立地課取扱い） 8
- 平成29年度鹿児島県建設工事入札参加資格審査の申請期間等に関する公告（監理課取扱い） 8
- 公募によらない指定管理者の候補者選定の公告（建築課取扱い） 9
- 落札者等の公告（県立図書館取扱い） 10

## 選 挙 管 理 委 員 会 告 示

- 不在者投票を行うことができる病院等の指定の一部改正（※）（選挙管理委員会取扱い） 10

## 公 安 委 員 会 公 告

- 警備業交通誘導警備業務1級検定実施公告（生活安全企画課取扱い） 10

## 県 立 病 院 局 企 業 管 理 規 程

- 県立病院局組織規程の一部を改正する規程（※）（県立病院課取扱い） 12

## 告 示

## 鹿 児 島 県 告 示 第 795 号

鹿児島県造林事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定めた。

平成28年 8 月 26 日

鹿 児 島 県 知 事 三 反 園 訓

鹿児島県造林事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱

鹿児島県造林事業補助金交付要綱（昭和63年鹿児島県告示第643号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「第4条第1項」を「第5条第1項」に改め、同項第4号中「行われるもの」を「行われる場合」に改め、同項第5号中「次の」を「森林環境保全整備事業計画に基づいて行われる場合であつて、次の」に改め、同条第2項第2号ア中「間伐又は更新伐のそれぞれの伐採木の搬出材積の合計をそれぞれ施行地の面積の合計で除して得た値がそれぞれ1ヘクタール当たり10立方メートル以上であり、かつ、次の(ア)から(イ)まで」を「次の(ア)又は(イ)」に改め、同号ア(ア)及び(イ)を次のように改める。

- (ア) 間伐又は更新伐のそれぞれの伐採木の搬出材積の合計をそれぞれの施行地の面積の合計で除して得た値がそれぞれ1ヘクタール当たり10立方メートル以上であり、かつ、次の a から c までのいずれかに該当すること。
- a 森林経営計画に基づいて行う間伐又は更新伐の施行地の面積の合計が5ヘクタール以上
- b 森林経営計画に基づいて行う間伐又は更新伐が森林共同施業団地対象民有林で行われる場合であつて、1森林共同施業団地当たりの間伐又は更新伐の施行地の面積の合計が2.5ヘクタール以上（1森林経営計画の対象森林である場合に限る。）、かつ、当該間伐又は更新伐の施行地の面積とこれらと一体的に行われたと認められる国有林の間伐又は更新伐に相当する施行地の面積との合計が5ヘクタール以上
- c 1森林経営計画の対象森林内における全ての間伐又は更新伐を行うべき施行地において間伐又は更新伐が行われていること。
- (イ) (ア) a から c までのいずれにも該当しない間伐又は更新伐の施行地のうち、過去に森林環境保全直接支援事業の間伐が行われておらず、(ア) a から c までのいずれかに該当する間伐又は更新伐の施行地（当該間伐又は更新伐の施行地が複数存する場合は、そのいずれかの間伐又は更新伐の施行地）と隣接し、又は路網で直接接続している間伐又は更新伐の施行地について、(ア) a から c までのいずれかに該当する間伐又は更新伐の施行地と一体的に施業を実施する場合にあつては、その隣接し、又は路網で直接接続している間伐又は更新伐の施行地の面積の合計が当該(ア) a から c までのいずれかに該当する間伐又は更新伐の施行地の面積の合計以下

第2条第2項第2号ア(ウ)を削る。

第4条第2号中「こと」の次に「。森林経営計画対象林班内で森林経営計画に基づいて行う間伐及び更新伐と一体的に行う間伐及び更新伐の施行地について、原則として補助事業の完了年度の翌年度までに森林経営計画の対象森林とならない場合も同様とする」を加える。

別表の1の部事業主体の欄中「森林整備法人」を「森林整備法人等（森林整備法人及び一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）第2条第1号に規定する法人（造林を行うことを主たる目的としている法人であつて、地方公共団体がその社員であるもの又は地方公共団体がその基本財産の全部若しくは一部を拠出しているものに限る。）をいう。以下同じ。）」に改め、同部補助金の額の欄中「、同方式解除後の森林施業又は市町村のあつせんによる森林施業及びこれらに必要な路網整備（以下「分収林等」という。）」を「及びこれに必要な路網整備」に改め、同表の2の部(1)の項オ中「又は」を「、Ⅺ齢級以下の林分において間伐と一体的に行う林木の枝葉の除去又は」に改め、同項事業主体の欄中「森林整備法人」を「森林整備法人等」に改め、同項補助金の額の欄中「分収林等」を「市町村及び森林整備法人等が行う公的森林整備」に改め、同部(2)の項事業主体の欄中「森林整備法人」を「森林整備法人等」に改め、同項補助金の額の欄中「（分収林等については、10分の5）」を削り、同部(3)の項事業主体の欄中「森林整備法人」を「森林整備法人等」に改め、同項補助金の額の欄中「10分の4（分収林等については、10分の5）」を「10分の7」に改める。

附 則

- 1 この要綱は、平成28年8月26日から施行する。
- 2 改正後の鹿児島県造林事業補助金交付要綱の規定は、平成28年8月26日以後に交付の決定がなされる補助金について適用し、同日前に交付の決定がなされた補助金については、なお従前の例による。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第65条の規定により、指定自立支援医療機関から次のとおり指定の辞退の申出があった。

平成28年 8 月 26 日

鹿児島県知事 三反園訓

薬 局		辞退年月 日	自立支援医療 の種類
名 称	所 在 地		
スター調剤薬局東開店	鹿児島市東開町3-131	平成28年 6月26日	精神通院医療
タバタ薬局加治木店	始良市加治木町本町350番地 7	平成28年 9月16日	精神通院医療

#### 鹿児島県告示第797号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、下甑加入区について、同法第112条第1項の規定による同意があったものと認める。

平成28年 8 月 26 日

鹿児島県知事 三反園訓

#### 鹿児島県告示第798号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるため、次のとおり届出があった。

また、当該届出に係る指定漁船調書を平成28年8月26日から同年9月9日まで高山漁業協同組合事務所において縦覧に供する。

平成28年 8 月 26 日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 発起人の住所及び氏名  
肝属郡肝付町波見1753番地2 下福忠之  
肝属郡肝付町波見2068番地 谷山敏男  
肝属郡肝付町波見2168番地9 下山岩美
- 2 加入区  
高山加入区
- 3 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称  
高山漁業協同組合

#### 鹿児島県告示第799号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、土地改良事業県営畑地帯総合整備（農道整備及び区画整理）喜念地区の計画を変更したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この決定に不服のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、鹿児島県知事に対して審査請求をすることができる。

平成28年 8 月 26 日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 縦覧書類の名称  
変更後の土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧期間  
平成28年8月29日から同年9月27日まで
- 3 縦覧場所  
伊仙町役場耕地課

#### 鹿児島県告示第800号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、土地改良事業県営農地整備（畑地帯担い手育成型）（旧：畑地帯総合整備）（区画整理）第二面縄地区の計画を変更したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この決定に不服のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、鹿児島県知事に対して審査請求をすることができる。

平成28年 8 月 26 日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 縦覧書類の名称  
変更後の土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧期間  
平成28年 8 月 29 日から同年 9 月 27 日まで
- 3 縦覧場所  
伊仙町役場耕地課

#### 鹿児島県告示第801号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、土地改良事業県営畑地帯総合整備（担い手支援型，一般）第二当部地区の換地計画に係る換地処分を、平成28年 8 月 9 日に行った。

平成28年 8 月 26 日

鹿児島県知事 三反園訓

#### 鹿児島県告示第802号

土地改良事業県営中山間地域総合整備（農業用排水施設整備）横川地区の工事は、平成23年 3 月 15 日に完了した。

平成28年 8 月 26 日

鹿児島県知事 三反園訓

#### 鹿児島県告示第803号

土地改良事業県営中山間地域総合整備（農道整備）横川地区の工事は、平成24年 3 月 27 日に完了した。

平成28年 8 月 26 日

鹿児島県知事 三反園訓

#### 鹿児島県告示第804号

土地改良事業県営中山間地域総合整備（区画整理）横川地区の工事は、平成25年 3 月 28 日に完了した。

平成28年 8 月 26 日

鹿児島県知事 三反園訓

#### 鹿児島県告示第805号

土地改良事業県営中山間地域総合整備（農業用排水施設整備）霧島北部地区の工事は、平成27年 2 月 2 日に完了した。

平成28年 8 月 26 日

鹿児島県知事 三反園訓

#### 鹿児島県告示第806号

土地改良事業県営中山間地域総合整備（農道整備）霧島北部地区の工事は、平成27年 3 月 25 日に完了した。

平成28年 8 月 26 日

鹿児島県知事 三反園訓

**鹿児島県告示第807号**

土地改良事業県営中山間地域総合整備（農用地保全）霧島北部地区の工事は、平成24年11月28日に完了した。

平成28年 8 月 26 日

鹿児島県知事 三反園訓

**鹿児島県告示第808号**

土地改良事業県営中山間地域総合整備（区画整理）霧島北部地区大園換地区の工事は、平成24年 8 月 8 日に完了した。

平成28年 8 月 26 日

鹿児島県知事 三反園訓

**鹿児島県告示第809号**

土地改良事業県営中山間地域総合整備（区画整理）霧島北部地区寺原換地区の工事は、平成24年11月28日に完了した。

平成28年 8 月 26 日

鹿児島県知事 三反園訓

**鹿児島県告示第810号**

土地改良事業県営中山間地域総合整備（区画整理）霧島北部地区轟木換地区の工事は、平成24年11月28日に完了した。

平成28年 8 月 26 日

鹿児島県知事 三反園訓

**鹿児島県告示第811号**

土地改良事業県営中山間地域総合整備（区画整理）霧島北部地区持松換地区の工事は、平成24年11月28日に完了した。

平成28年 8 月 26 日

鹿児島県知事 三反園訓

**鹿児島県告示第812号**

土地改良事業県営中山間地域総合整備（暗渠排水<sup>きよ</sup>）霧島北部地区の工事は、平成26年10月22日に完了した。

平成28年 8 月 26 日

鹿児島県知事 三反園訓

**鹿児島県告示第813号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、平成28年 8 月 26 日から 2 週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成28年 8 月 26 日

鹿児島県知事 三反園訓

道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
県道	永吉高山線	肝属郡肝付町新富字松崎 1292番1地先から1275番1 地先まで	前 後	12.7～25.4 15.3～23.0	176.6 176.6

## 鹿児島県告示第814号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

なお、供用の開始の区間を表示した図面は、平成28年8月26日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成28年 8 月 26 日

鹿児島県知事 三反園訓

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道	永吉高山線	肝属郡肝付町新富字松崎1292番1地先から1275番1地先まで	平成28年 8月26日

## 鹿児島県告示第815号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、平成28年8月26日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成28年 8 月 26 日

鹿児島県知事 三反園訓

道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
県道	名瀬瀬戸内線	大島郡瀬戸内町大字油井字親田695番1地先から同町大字久根津字藏当原19番1地先まで	前	5.8～69.0	1,415.5
			前	5.8～59.5	829.6
			後	5.8～69.0	1,415.5
			後	5.8～59.5	829.6

## 鹿児島県告示第816号

海岸法（昭和31年法律第101号）第3条第1項の規定により、昭和33年4月1日鹿児島県告示第253の4号で指定した海岸保全区域のうち次の海岸保全区域を廃止する。

平成28年 8 月 26 日

鹿児島県知事 三反園訓

沿岸名	海岸名	地区海岸名	区域の起点及び終点
薩南諸島沿岸	大和海岸	大金久地区海岸	起点 大島郡大和村大字大金久字前田294番地 終点 大島郡大和村大字大金久字脇田25番地

## 鹿児島県告示第817号

海岸法（昭和31年法律第101号）第3条第1項の規定により、海岸保全区域を次のとおり指定する。

平成28年 8 月 26 日

鹿児島県知事 三反園訓

大金久地区海岸保全区域

鹿児島県薩南諸島沿岸大和海岸大金久地区海岸

区 域
起点及び点No.1を直線で結んだ線、点No.1から点No.6までを順次直線で結んだ線並びに起点及び点No.6を直線で結んだ線によって囲まれた区域 起点 (大島郡大和村大字大金久字前田294番地(北緯28度21分40秒, 東経129度21分04秒)の位置)

点No. 1	(起点から36度00分374メートルの点)
点No. 2	(点No. 1 から127度00分380メートルの点)
点No. 3	(点No. 2 から212度30分343メートルの点)
点No. 4	(点No. 3 から295度30分160メートルの点)
点No. 5	(点No. 4 から304度30分92メートルの点)
点No. 6	(点No. 5 から315度30分73メートルの点)

**大島支庁告示第16号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により，次のとおり指定障害福祉サービス事業者として指定した。

平成28年 8 月 26 日

大島支庁長 鎮寺裕人

事業所		申請者			指定年月日	障害福祉サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
こころ	奄美市笠利町平字土浜1295-2	特定非営利活動法人 Steady & Co	奄美市名瀬小浜町27番8号	内堀 亮太	平成28年8月3日	就労移行支援・就労継続支援A型

**公 告**

大規模小売店舗の届出について市町村から聴取した意見に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により南さつま市長から次のとおり意見を聴取したので，当該意見を平成28年8月26日から1月間，鹿児島県商工労働水産部商工政策課及び南薩地域振興局総務企画部において縦覧に供する。

平成28年 8 月 26 日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地  
加世田プロジェクト  
南さつま市加世田川畑字新吉原502番 外45筆
- 2 意見の対象となった届出及び届出年月日
  - (1) 法第6条第1項の規定による届出事項の変更に関する届出  
平成28年3月14日
  - (2) 法第6条第2項の規定による届出事項の変更に関する届出  
平成28年3月14日
- 3 意見の概要
  - (1) 設備機器  
定期的に点検を実施し，故障等による騒音・異音の発生を防止すること。
  - (2) 駐車需要の充足等  
荷さばき作業車両のアイドリングを禁止し，エンジンの空ぶかし等を行わないように徹底させること。  
作業をされる方の騒音防止に対する意識を徹底させること。
  - (3) 廃棄物に係る事項  
事業系一般廃棄物及び産業廃棄物は，廃棄物処理法に基づいて対応すること。  
ごみの排出量を減らし，収集時間を短縮できるように努めること。  
深夜及び早朝の回収作業は行わないこと。  
収集業者への騒音抑制の意識を徹底させ，作業時にはアイドリングを禁止し，エンジンの空ぶかし等を行わないように指導すること。
  - (4) 騒音の発生に係る事項

来店者へアイドリング禁止の呼びかけを行うこと。

侵入者が施設内で騒音を発生させることのないように配慮すること。

(5) 交通安全への配慮

交通量の増加が予想されることから、当該店舗を利用する人だけでなく、付近を通行する車両、通行人の安全が確保できるよう万全の措置を講じること。

(6) その他

関係法令を遵守するとともに、周辺住民等から苦情があった場合には、早急に改善措置を講ずること。

.....

随意契約の発注見通しに関する公告

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第4号の契約の発注見通しについて、次のとおり公告する。

平成28年 8 月 26 日

鹿児島県知事 三反園訓

番号	調達する予定の物品の名称	予定数量	契約締結を予定する時期
1	大光量・省エネルギー型LED高天井照明	3台	平成28年8月31日から同年10月14日まで
2	大光量・省エネルギー型LED投光器	1台	平成28年8月31日から同年10月14日まで
3	エコノライトHL（超高演色 美術館仕様）	61個	平成28年8月31日から同年10月14日まで
4	植物栽培用直管型LED照明	8本	平成28年8月31日から同年10月14日まで
5	虫ばとる	2台	平成28年8月31日から同年10月14日まで
6	フラッグスタンド	32個	平成28年8月31日から同年10月14日まで
7	コンクリート製収納庫「センコンだな」	5台	平成28年8月31日から同年10月14日まで

.....

平成29年度鹿児島県建設工事入札参加資格審査の申請期間等に関する公告

鹿児島県建設工事入札参加資格審査要綱（平成8年鹿児島県告示第1402号）第7条の規定により、定期の入札参加資格の審査の申請期間等について、次のとおり公告する。

平成28年 8 月 26 日

鹿児島県知事 三反園訓

1 県内に主たる営業所を有する者

会 場	場 所	日 時	
		年 月 日	時 間
鹿児島会場	鹿児島県庁（行政庁舎）会議室 （鹿児島市鴨池新町10番1号）	平成28年 9 月 8 日	9：00～17：00
		平成28年 9 月 9 日	9：00～17：00
		平成28年 9 月 12 日	9：00～17：00
		平成28年 9 月 21 日	9：00～17：00
		平成28年 9 月 26 日	9：00～17：00
		平成28年 9 月 28 日	9：00～17：00
		平成28年 10 月 5 日	9：00～17：00
		平成28年 10 月 11 日	9：00～17：00
		平成28年 10 月 19 日	9：00～17：00
		平成28年 10 月 20 日	9：00～17：00
		平成28年 10 月 21 日	9：00～17：00
		平成28年 10 月 24 日	9：00～17：00
		平成28年 10 月 27 日	9：00～17：00
		平成28年 10 月 28 日	9：00～17：00

		平成28年10月31日	9 : 00~17 : 00
		平成28年11月 9 日	9 : 00~17 : 00
薩摩川内会場	鹿児島県北薩地域振興局本庁舎会議室 (薩摩川内市神田町 1 番22号)	平成28年 9 月27日	9 : 30~17 : 00
		平成28年10月17日	9 : 30~17 : 00
		平成28年10月26日	9 : 30~17 : 00
		平成28年11月 1 日	9 : 30~17 : 00
		平成28年11月 7 日	9 : 30~17 : 00
加治木会場	鹿児島県始良・伊佐地域振興局本庁舎会議室 (始良市加治木町諏訪町12番地)	平成28年 9 月14日	9 : 00~17 : 00
		平成28年10月 3 日	9 : 00~17 : 00
		平成28年10月18日	9 : 00~17 : 00
		平成28年11月 8 日	9 : 00~17 : 00
鹿屋会場	鹿児島県大隅地域振興局本庁舎会議室 (鹿屋市打馬二丁目16番 6 号)	平成28年 9 月13日	9 : 30~16 : 30
		平成28年 9 月20日	9 : 30~16 : 30
		平成28年10月 4 日	9 : 30~16 : 30
		平成28年10月12日	9 : 30~16 : 30
		平成28年10月25日	9 : 30~16 : 30
		平成28年11月 2 日	9 : 30~16 : 30
		平成28年11月10日	9 : 30~16 : 30
種子島会場	鹿児島県熊毛支庁会議室 (西之表市西之表7590番地)	平成28年 9 月29日	9 : 30~15 : 30
屋久島会場	鹿児島県熊毛支庁屋久島事務所会議室 (熊毛郡屋久島町安房650番地)	平成28年 9 月30日	9 : 00~14 : 00
大島会場	鹿児島県大島支庁会議室 (奄美市名瀬永田町17番 3 号)	平成28年 9 月15日	10 : 30~17 : 00
		平成28年 9 月16日	9 : 00~12 : 00
		平成28年10月13日	10 : 30~17 : 00
		平成28年10月14日	9 : 00~12 : 00
徳之島会場	鹿児島県大島支庁徳之島事務所会議室 (大島郡徳之島町亀津7216番地)	平成28年10月 6 日	10 : 30~17 : 00
		平成28年10月 7 日	9 : 00~15 : 00

2 県外に主たる営業所を有する者

会 場	場 所	日 時	
		年 月 日	時 間
鹿児島会場	鹿児島県庁 (行政庁舎) 会議室 (鹿児島市鴨池新町10番 1 号)	平成28年11月21日 から同年12月 7 日 までのそれぞれの 日 (県の休日を除く。)	9 : 00~17 : 00

公募によらない指定管理者の候補者選定の公告

鹿児島県公の施設に関する条例 (昭和39年鹿児島県条例第13号) 第 7 条第 1 項の規定により、次のとおり公募によらず指定管理者の候補者を選定することとした。

平成28年 8 月 26 日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 公の施設の名称  
県営住宅 (大島郡与論町内分)
- 2 公の施設の所在地  
大島郡与論町
- 3 指定管理者に行わせる管理の業務の範囲
  - (1) 県営住宅の入居者の公募並びに入居及び退居に関する業務

- (2) 県営住宅における連帯保証人の変更に係る承認申請その他承認申請の手續に関する業務
  - (3) 県営住宅, 共同施設, 管理対象施設等 (以下「県営住宅等」という。)の維持修繕及び環境整備に関する業務
  - (4) (1)から(3)までに掲げるもののほか, 県営住宅等の管理に関して知事が必要と認める業務
- 4 指定管理者に管理の業務を行わせる期間  
平成29年 4 月 1 日から平成34年 3 月 31日まで
- 5 適用条文  
鹿児島県公の施設に関する条例第 7 条第 1 項第 4 号

落札者等の公告  
 特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。  
 平成28年 8 月 26 日

鹿児島県立図書館副館長 岩下伸郎

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量  
電子計算機サービス及び関連のサービス (鹿児島県立図書館情報システムの賃貸借及び保守) 一式
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
鹿児島県立図書館資料課  
鹿児島市城山町 7 番 1 号
- 3 落札者を決定した日  
平成28年 6 月 15 日
- 4 落札者の氏名及び住所  
N T T ファイナンス株式会社南九州支店  
熊本市中央区花畑町 4 番 1 号
- 5 落札金額  
124, 195, 680円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手續  
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告を行った日  
平成28年 4 月 26 日

**選挙管理委員会告示**

**鹿児島県選挙管理委員会告示第49号**

平成24年 2 月 28 日鹿児島県選挙管理委員会告示第 1 号 (不在者投票を行うことができる病院等の指定) の一部を次のように改正する。  
 平成28年 8 月 26 日

鹿児島県選挙管理委員会委員長 鎌田六郎

2 の表に次のように加える。

218	住宅型有料老人ホーム蔵の家	薩摩川内市西開聞町12番 2 号
-----	---------------	------------------

**公安委員会公告**

**警備業交通誘導警備業務 1 級検定実施公告**

警備業法 (昭和47年法律第117号) 第23条の規定により, 警備員又は警備員になろうとする者に対し, 警備業交通誘導警備業務 1 級検定を次のとおり実施する。  
 平成28年 8 月 26 日

鹿児島県公安委員会委員長 野田健太郎

- 1 検定の種別及び級の区分  
交通誘導警備業務 1 級

## 2 検定の実施日時，実施場所及び受検定員

## (1) 実施日時

平成28年11月26日（土）午前9時から午後5時まで。ただし，検定当日の受付時間は，午前8時30分から午前9時までとする。

## (2) 実施場所

鹿児島県警察本部（鹿児島市鴨池新町10番1号）

## (3) 受検定員

30人（受付先着順とする。）

## 3 検定の受検資格

県内に住所を有する者又は県外に住所を有する警備員で県内の営業所に属しているもののうち，次のいずれかに該当するもの

(1) 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第8条第1号に該当する者

(2) 検定規則第8条第2号に該当する者として，都道府県公安委員会から交通誘導警備業務に係る1級検定受検資格認定書の交付を受けたもの

## 4 検定の方法及び内容

## (1) 学科試験

ア 警備業務に関する基本的な事項

イ 法令に関すること。

ウ 車両等の誘導に関すること。

エ 交通誘導警備業務の管理に関すること。

オ 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

## (2) 実技試験

ア 車両等の誘導に関すること。

イ 交通誘導警備業務の管理に関すること。

ウ 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

## 5 検定申請の手続

## (1) 受付の期間及び時間帯

## ア 期間

平成28年9月26日（月）から同年10月7日（金）まで（県の休日を除く。）

## イ 時間帯

午前8時30分から午後5時まで

## (2) 提出書類

ア 検定規則に規定する検定申請書（別記様式第1号。以下「検定申請書」という。）

1通

イ 写真（申請前6月以内に撮影した無帽，正面，上三分身，無背景の縦の長さ3.0センチメートル，横の長さ2.4センチメートルの写真で，その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの） 2葉

ウ 受検者の住所地を疎明する書面（県内に居住する場合に限る。） 1通

エ 県内の営業所に属することを疎明する書面（県外に居住する警備員又は県内に居住する警備員で受検者の住所地を疎明する書面を提出しないものに限る。） 1通

オ 交通誘導警備業務2級の検定に係る合格証明書の写し及び当該合格証明書の交付を受けた後，交通誘導警備業務に従事した期間が1年以上であることを疎明する書面（3の(1)に該当する場合に限る。） 1通

カ 交通誘導警備業務に係る1級検定受検資格認定書の写し（3の(2)に該当する場合に限る。） 1通

## (3) 申請先及び申請方法

ア 申請先

受検者が県内に居住する場合におけるその者の住所地又は受検者が県内の営業所に属する警備員である場合におけるその者が属する営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課又は生活安全刑事課

## イ 申請方法

受検者本人がアの申請先に直接持参により申請すること（受検者本人以外による申請、郵送等による申請は認めない。）。

## 6 検定手数料

14,000円（14,000円分の鹿児島県収入証紙を検定申請書に貼付して提出すること。）

なお、検定申請書を受け付けた後は、検定手数料は返還しない。

## 7 その他

- (1) 本検定の学科試験は、実技試験の前に行い、学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験は行わない。

なお、実技試験においても、合格点に達しないことが明らかになった場合は、その時点で当該受検者に対する実技試験を中止し、以降の実技試験は行わない。

- (2) 受検に際しては、筆記用具、室内用運動靴、ひも付き警笛及び雨着（雨天時のみ）を持参すること。

- (3) 合格者発表は、検定当日、検定の実施場所において行う。

- (4) 検定当日、合格者に対しては検定規則第11条に規定する成績証明書を交付する。

## 8 検定に関する事務を担当する部局の名称及び問合せ先

鹿児島県警察本部生活安全企画課生活安全許可センター

電話番号 099-206-0110（内線3032・3033）

### 県立病院局企業管理規程

県立病院局組織規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成28年 8 月 26 日

鹿児島県県立病院事業管理者 福元俊孝

#### 鹿児島県県立病院局企業管理規程第 8 号

県立病院局組織規程の一部を改正する規程

県立病院局組織規程（平成18年鹿児島県県立病院局企業管理規程第7号）の一部を次のように改正する。

第9条第2項の表中

第一産婦人科部長	産婦人科診療等に関する事務	を
第二産婦人科部長		
産婦人科部長	産婦人科診療等に関する事務	に、
麻酔科部長	麻酔科診療等に関する事務	を
麻酔科部長	麻酔科診療等に関する事務	に改める。
第一麻酔科部長		
第二麻酔科部長		

附 則

この規程は、平成28年 9 月 1 日から施行する。